

平成26年6月27日、『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案』等（商品関連デリバティブ取引に係る行為規制関係）に関する意見書を、金融庁に提出しました。

平成26年4月23日、『商品先物取引法規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正案』に関して、「商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案（第102条の2）は、監督指針案による改正が合わせておこなわれたとしても全く合理性がなく、強く反対する」との趣旨の意見書を、経済産業省・農林水産省に提出しましたが、今回金融庁が、経済産業省・農林水産省とは対照的に、実質的に不招請勧誘の禁止を維持するような内容の政令案（『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案』等）を公表しましたので、それに関わって、平成26年6月27日、「当法人は、①商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約の締結の勧誘について、勧誘受託意思の確認義務及び再勧誘の禁止の対象とすること（施行令案16条の4第2項1号ニ）、②商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受託意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止することに（金商業内閣府令案117条8号の2）に賛成である。ただし、当法人は、上記個人顧客の適用除外の要件として、単に当該金融商品取引業者等に口座開設しているのみでは広きに失し、投資リスクの高い有価証券ないしデリバティブ取引の経験があることを追加すべきと考える」との趣旨の意見書を、金融庁に提出しました。